

# 佐倉市産業振興条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 基本的施策（第8条 第18条）

第3章 佐倉市産業振興推進会議（第19条）

第4章 雑則（第20条）

### 附則

## 前文

産業の振興は、経済を活性化させることにより、地域の活力を創出し、雇用機会を拡大するとともに、事業活動を通じて市民生活の向上に寄与するものです。また、地方公共団体の財政は、社会保障費その他の義務的経費の増加等の要因により、多様な行政需要を満たすための財源が不足し、厳しい運営を迫られており、安定した財政基盤を確立するという意味からも地域産業の振興が欠かせません。

市内の産業が着実に発展していくためには、行政、事業者及び産業経済団体並びに市民が産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。

ここに、産業の振興に係る市、事業者及び産業経済団体並びに市民のそれぞれの役割や本市の産業の振興のあり方などの基本的な事項を明らかにするとともに、関連する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化、中小企業の競争力の強化、企業立地の促進、雇用機会の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内において営利の目的をもって事業活動を行うものをいう。

- (2) 商店会 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む事業者が組織する団体をいう。
- (3) 産業経済団体 農業協同組合、商工会議所、工業団体、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、公的資金又は公的需要に依存しない自立的な経済構造の構築を図ることを旨として行われなければならない。

- 2 産業の振興に係る施策は、市、事業者及び産業経済団体が連携協力の下、一体的かつ相乗的に推進されなければならない。
- 3 産業の振興に係る施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項について十分配慮されなければならない。
  - (1) 歴史、自然及び文化、成田国際空港及び都心との近接性その他本市の特性について、相乗的な効果が得られるよう、十分に活用すること。
  - (2) 起業、既存産業の振興等の内発的な振興に併せ、独自の創意工夫に基づく新たな産業又は企業を迎え入れる外発的な振興を図ること。
  - (3) 特定の産業又は企業に偏らず、均衡のとれた産業構造の形成を図ること。
  - (4) 地域経済の発展の重要な担い手である中小企業の育成を図ること。
  - (5) 高い経済効果を及ぼす産業の発展を図ること。
  - (6) 成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の誘致及び創出を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、産業の振興に係る施策を総合的に策定の上、一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。

(事業者及び産業経済団体の役割)

第5条 事業者は、自主的な努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市又は産業経済団体による産業の振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

- 2 事業者は、法令の規定を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、産業経済団体への加入に努めるとともに、市又は産業経済団体が行う産業の振興のための施策、事業等への参加及び必要な協力に努めるものとする。

4 産業経済団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業の振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興への協力に努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域の産業に与える影響及び効果を理解し、将来身近で日常的な消費活動の利便性を失うことのないよう、地域の商店街の利用に配慮するものとする。

(産業振興ビジョン)

第7条 市長は、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、産業振興ビジョンを定めなければならない。

2 市長は、経済的社会的状況の変化等を勘案し、適宜、産業振興ビジョンに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(農業に係る市の取組)

第8条 市は、農業の振興を図るため、生産基盤の整備、農業の後継者の確保、新規就農者の育成、農地の遊休化の防止及び解消、農用地の利用集積等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業に対する市民の理解を深めるため、市内の市街地と農業生産地域との地域間交流の推進、農業の振興に係る催しの実施、農業の体験のための場の充実、市街地近郊における農業の推進、地域特産物の作出等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(商業に係る市の取組)

第9条 市は、商業の振興を図るため、商店街における環境の整備、地域における事業者の新たな連携の推進、商店会の活性化等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地域における商業の振興を図るため、大規模店舗等が地域への貢献のために行う事業に関し必要な施策を講ずるものとする。

二

(工業に係る市の取組)

第10条 市は、工業の振興を図るため、工業団地における環境の整備、製品又は技術の

開発、企業相互の交流の促進等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光に係る市の取組)

第11条 市は、観光の振興を図るため、次に掲げる観光資源を活用の上、観光拠点となる施設の整備及びその連携の推進、観光の振興に係る催しの実施等に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 国立歴史民俗博物館、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館、武家屋敷等の歴史的又は文化的な観光資源
- (2) 佐倉ふるさと広場、佐倉草ぶえの丘及び佐倉市飯野台観光振興施設を含む印旛沼周辺等の風致的な観光資源
- (3) 地域特産物及び市内の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歴史、自然、文化、人情、風情、景観その他の観光需要を喚起し、又は拡大する観光資源

(伝統的工芸に係る市の取組)

第12条 市は、伝統的工芸の振興を図るため、その背景にある文化の周知に努め、伝統的工芸に係る貴重な技能の継承に対して支援するとともに、伝統的な素材、技能、技術、意匠等を活用した新たな地域産業の創出に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の支援)

第13条 市は、中小企業の生産性の向上及び経営の改善を支援するため、製品又は技術に係る開発の促進、生産及び販売に関する情報の提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新事業の創出及びインキュベーションの促進)

第14条 市は、ベンチャービジネス(新技術又は高度な知識を基に行われる、創造的かつ革新的な事業をいう。)、コミュニティビジネス(地域が抱える課題に企業経営の手法で取り組む事業をいう。)その他の新事業の創出(社会的起業(環境、福祉等に関する社会的課題に企業経営の手法で取り組む事業に係る起業をいう。))を含む。以下「新事業の創出」という。)を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、成田国際空港及び都心との近接性を活用し、又は市内の空き店舗等を利用したインキュベーション(起業者を育成し、事業化に導く支援をいう。以下同じ。)を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

- 3 市は、多様かつ高度な技術、技能、知識又は経験を有する企業退職者その他の市民の協力を得て、新事業の創出及びインキュベーションに関する教育、研修等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(企業立地の促進)

第15条 市は、企業立地を促進するため、高い経済効果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業、地域産業への波及効果が大きい分野の産業及び雇用機会の拡大が期待される産業に重点をおいて、企業立地に係る推進体制の整備、企業誘致に係る助成制度の充実、市有地及び市街化調整区域を含めた土地活用等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第16条 市は、事業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、産業教育の実施、職業能力の開発、市内外への市内企業に関する情報の提供、人材の誘致等に関し必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、産業の振興に係る施策を効果的に推進するため、必要な能力を有する人材について、研修等による育成及び任期付採用(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項又は第2項の規定による任期を定めた職員の採用をいう。)等による確保に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第17条 市は、産業の振興に係る施策を実施するため、市内に本社、工場その他の事業所を立地しようとするもの、自らの競争力の強化を図ろうとする中小企業等に対し、予算の範囲内において、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(連携の強化)

第18条 市は、国、他の地方公共団体、事業者、産業経済団体、大学その他の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、産業の振興の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらのものの間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第3章 佐倉市産業振興推進会議

第19条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、佐倉市産業振興推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
  - (2) 産業経済団体の関係者
  - (3) 事業者
  - (4) 消費者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年佐倉市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中国民健康保険運営協議会の項の次に次のように加える。

産業振興推進会議	委員長	日額	八、一〇〇円	
	委員	日額	七、六〇〇円	